

学校における食育の推進

令和6年5月
初等中等教育局 健康教育・食育課
食育調査官 山上 望



今日の内容

- 1 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題について
- 2 食育に関わる法令等について
- 3 学校における食育推進のポイントについて

Ⅰ 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題について

食は人間が生きていく上で欠かすことのできない大切なものであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないもの

健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するもの

食に関する指導の手引-第二次改訂版-



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

3

Ⅰ 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題について

〈成長期の子供への食育〉

- ・健康な心身を育むために欠かせないもの
- ・将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもの



生涯にわたって健やかに生きるための基礎
を培う大切な時期

食に関する指導の手引-第二次改訂版-



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

4

Ⅰ 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題について

急速な経済発展や感染症等の影響によって、食を取り巻く社会環境が大きく変化

- ・食に関する国民の価値観やライフスタイル等の多様化が進行
- ・国民の意識の変化とともに、世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが困難な場面が増加

〈子供に対する食生活の乱れや健康に関して懸念される事項〉

- ・偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れ
- ・肥満や過度のやせ
- ・アレルギー等の疾患への対応
- ・増加しつつある生活習慣病と食生活の関係など

食に関する指導の手引-第二次改訂版-

Ⅰ 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題について

食に関する問題は、言うまでもなく家庭が中心となって担うものです。家族一緒に食事は、家庭教育の第一歩であるとともに、大切な家族のコミュニケーションやしつけの場でもある。他方、核家族化の進展、共働きの増加などの社会環境の変化や外食や調理済み食品の利用の増加などの食品流通の変化等を背景として、食生活の在り様も大きく変化しつつあり、保護者が子供の食生活を十分に把握し、管理していくことが困難になってきていることも現実です。

子供に対する食育は家庭を中心としつつ、学校においても積極的に取り組んでいくことが重要です。栄養教諭が中核となり食育推進体制を確立し、学校・家庭・地域が連携して、次代を担う子供の食環境の改善に努めることが必要です。

子供に望ましい食習慣を身に付けさせることは、次の世代の親への教育であるという視点も忘れてはなりません。

食に関する指導の手引-第二次改訂版-

Ⅰ 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題について

栄養教諭制度の創設

児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、平成17年4月から新たに栄養教諭制度が開始。

栄養教諭は、管理栄養士又は栄養士の免許を有しており、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教師。その専門性を十分に発揮し、特に学校給食を生きた教材として有効に活用することなどによって、食に関する指導を充実していくことを期待。

Ⅰ 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題について

職 務

(学校教育法第37条13項) **栄養教諭**
「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」
(中学校は第49条、特支は第82条準用規定)

(学校教育法第37条11項) **教 諭**
「児童の教育をつかさどる」
指導の計画から評価の責任者として単独で指導ができる

「栄養教諭は学級担任や教科担任等と連携して関連教科や特別活動等において食に関する指導を行う」

教育をつかさどる教諭の作成する指導計画に基づく一連の指導の一部を単独で実施することは可能であるが、栄養教諭が単独で授業を行うためには、教育免許法第3条の2第2項特別非常勤講師の届け出が必要である。

Ⅰ 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題について

栄養教諭の標準的な職務の明確化

「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」の議論の取りまとめを踏まえ、栄養教諭の標準的な職務の明確化を図るため、

- ・ 小学校及び中学校（義務教育学校を含む。）に係る学校管理規則の参考例
- ・ 標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例を作成し、その留意事項等と併せて各教育委員会へ通知。

栄養教諭の標準的な職務の明確化を図り、栄養教諭がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境を整備していただくよう依頼。

<学校管理規則の参考例>

〇〇立学校管理規則

第〇章 組織編成

（養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容）

第△条 教育長は、養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等）
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）

Ⅰ 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題について

職 務

栄養教諭の職務

教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、教職員や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらします。

(1) 食に関する指導

- ①給食の時間の指導
給食の時間における食に関する指導
- ②教科等の指導
教科等における食に関する指導
- ③個別的な相談指導
食に関する健康課題を有する児童生徒に対する個別的な指導

一体として推進

(2) 学校給食の管理

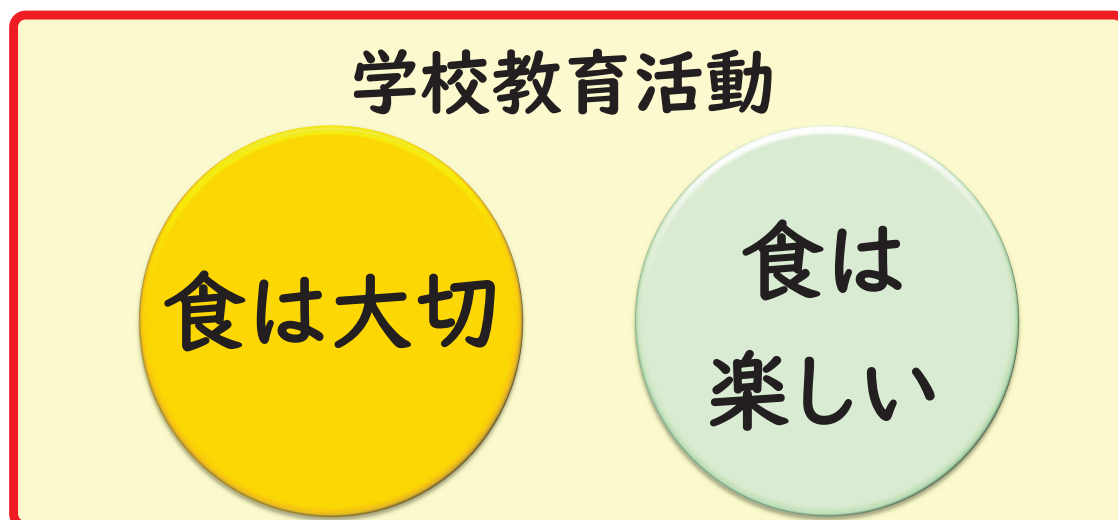
- ①栄養管理（献立作成）
学校給食実施基準に基づく、適切な栄養管理
- ②衛生管理
学校給食衛生管理基準に基づく危機管理、校食、保存食、調理指導、調理・配食 等

教職員、家庭や地域との連携・調整

栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育

Ⅰ 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題について

我々が子どもたちに伝えたいこと



食の自己管理能力を育てる

Ⅰ 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題について

食の自己管理能力

- 栄養や食事のとり方などについて、正しい基礎知識に基づいて自ら判断し、食生活をコントロールしていく力
- 食品の品質や安全性について、正しい知識・情報に基づいて自ら判断できる力

今日の内容

- 1 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題について
- 2 食育に関わる法令等について
- 3 学校における食育推進のポイントについて

2 食育に関わる法令等について

食育基本法

食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために成立。

○食は命の源。食育は生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付け。

○「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進。

○食育推進会議(会長:農林水産大臣)において食育推進基本計画を策定(平成18・23・28年、令和3年)

○地方公共団体には、国の計画を基本として都道府県・市町村の食育推進計画を作成。

2 食育に関わる法令等について

第4次食育推進基本計画

基本的な方針（重点事項）

国民の健康の視点

<重点事項>

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

連携

社会・環境・文化の視点

<重点事項>

持続可能な食を支える食育の推進

横断的な視点

<横断的な重点事項>

「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

15

2 食育に関わる法令等について

第4次食育推進基本計画

【学校、保育所等における食育の推進】

○栄養教諭の一層の配置促進

○学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

(1) 現状と今後の方向性

(2) 取り組むべき施策

(食に関する指導の充実)

(学校給食の充実)

(食育を通じた健康状態の改善等の推進)

(就学前の子供に対する食育の推進)



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

16

2 食育に関わる法令等について

第4次食育推進基本計画

第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標

目標	具体的な目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1 食育に関心を持っている国民を増やす	① 食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	90%以上
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週11回以上
3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす	③ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	75%以上
4 朝食を欠食する国民を減らす	④ 朝食を欠食する子供の割合 ⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合	4.6%※ 21.5%	0% 15%以下
5 学校給食における地場産物を活用した取組を増やす	⑥ 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数 ⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合 ⑧ 学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	月9.1回※ — —	月12回以上 90%以上 90%以上
6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす	⑨ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食っている国民の割合 ⑩ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食っている若い世代の割合 ⑪ 1日当たりの食塩摂取量の平均値 ⑫ 1日当たりの野菜摂取量の平均値 ⑬ 1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合	36.4% 27.4% 10.1g※ 280.5g※ 61.6%※	50%以上 40%以上 8g以下 350g以上 30%以下

注) 学校給食における使用食材の割合(金額ベース、令和元年度)の全国平均は、地場産物52.7%、国産食材87%となっている。

目標	具体的な目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
7 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気づけた食生活を実践する国民を増やす	⑭ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気づけた食生活を実践する国民の割合	64.3%	75%以上
8 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす	⑮ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	55%以上
9 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす	⑯ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.2万人※	37万人以上
10 農林漁業体験を経験した国民を増やす	⑰ 農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	65.7%	70%以上
11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす	⑱ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5%	80%以上
12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす	⑲ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	75%以上
13 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす	⑳ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5%※	80%以上
14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えていく国民を増やす	㉑ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合 ㉒ 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	50.4% 44.6%	55%以上 50%以上
15 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす	㉓ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	75.2%	80%以上
16 推進計画を作成・実施している市町村を増やす	㉔ 推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5%※	100%

※は令和元年度の数値



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

17

2 食育に関わる法令等について

目 標

	令和7年度	(参考)令和4年度
学校給食における地場産物を使用する割合が令和元年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	<u>90%以上</u> (43都道府県以上)	76.6% (36都道府県)
学校給食における国産食材を使用する割合が令和元年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	<u>90%以上</u> (43都道府県以上)	78.7% (37都道府県)
栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数 ※2	<u>月12回以上</u>	10.5回

※1 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況の全国平均は、地場産物56.5%、国産食材89.2%
(学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査)

※2 学校給食の時間を使った直接の指導、校内放送、教材作成等、各取組の回数の計
(地場産物を活用した食に関する指導の取組状況調査)



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

18



背景 学校給食における地場産物の活用は、①子供たちが身近に実感をもって地域の自然や環境、食文化、産業について理解を深めたり、②生産者や生産過程を理解し、食べ物への感謝の気持ちを抱くことができるなど、教育的意義を有するものである。政府の食育推進基本計画においても、学校給食における地場産物の使用目標を掲げており、取組を推進する必要がある。また、みどりの食料システムの確立に向け、学校給食への有機農産物の活用やそれを通じた環境負荷低減に係る理解を促す食育の実施が求められていることから、学校給食に有機農産物を活用する際の課題解決に向けた支援を拡充する必要がある。

課題 ・域内で必要な量の確保が難しく、定期的に生産者へ生産状況を確認したり、関係者間で協議を行う必要がある。また、一般的に流通している食材に比べるとコスト面でも課題がある。
・サイズが揃っていないなど変形しているなどで学校給食用の納入規格に合わない。学校給食で使用するためには、生産者に加工済みの食材を納入してもらうか、調理場において加工用の調理器具を使用する必要がある。

事業概要

補助対象経費：諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び賃料、会議費、雑役務費、備品費 等
実施主体：地方公共団体 補助率：1/3 (上限無し) 事業開始年度：令和3年度

課題解決のための支援例



これから学校給食に
有機農作物を使用したい！

- 市町村内での仕組みづくりを担うコーディネーターの配置に必要な経費
→退職した栄養教諭や自治体職員、地域おこし協力隊員など、地域の実情に応じた適任者を配置可能
- 関係者による協議会等の開催に必要な経費
- 調理に必要な備品の購入経費
→地場産物・有機農産物を学校給食に使用しやすくなるための調理器具の購入
- 一次加工にかかる経費
→そのままでは活用が難しい食材を生産者側で加工して納品してもらうことで、給食での活用が可能に
- 新たなメニュー開発にかかる経費
→メニュー検討にあたって使用する食材などの購入

今も学校給食に地場産物を使っているけど、
もっと使用率を上げられないかな？



教育的な観点からこの事業も活用しよう！

- 子供たちが農村部に行き、田植え・収穫体験等を行う際にかかる経費
- 学校へ生産者等を招いて出前授業を実施する際にかかる経費

成果

- 学校給食における地場産物・有機農産物の使用を促進するための補助を行い、全国における使用率の上昇につなげる。
- 学校給食における地場産物・有機農産物の安定的な生産・供給体制を構築するとともに、地域の食文化、食に係る産業や自然環境の恵沢、環境負荷低減等についての子供の理解増進につなげる。

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

19

2 食育に関わる法令等について

学校給食法

昭和29年制定。

学校給食の根拠法。

平成20年1月 中央教育審議会答申を受け、平成20年6月に大幅改正(平成21年4月1日施行)

第1条 目的

この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実に及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

20

2 食育に関わる法令等について

学校給食法

第10条

栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

2 食育に関わる法令等について

学習指導要領

(1) 学校における体育・健康に関する指導

学習指導要領における食育の位置付け

第1章 総則 第1小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割

2(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

＜ ＞内は小学校のみの記載。（ ）内は中学校において記載。

2 食育に関わる法令等について

学習指導要領

「食に関する指導の全体計画」の位置付け

「教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画, 学校安全計画, 食に関する指導の全体計画, いじめの防止のための対策に関する基本的な方針など, 各分野における学校の全体計画等と関連付けながら, 効果的な指導が行われるように留意するものとする。」

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領
第1章総則第5の1のイ

特別支援学校学習指導要領第1章総則第6の1(2)
高等学校学習指導要領第1章総則第6款1のイ

今日の内容

- 1 児童生徒の食生活を取り巻く現状と課題について
- 2 食育に関わる法令等について
- 3 学校における食育推進のポイントについて

3 学校における食育推進のポイントについて

食育を推進するためのポイント

校長先生のリーダーシップ 全教職員の共通理解

- 推進体制の整備
- 食に関する指導の全体計画
- 計画に沿った実践
- 評価
- 計画の見直し

3 学校における食育推進のポイントについて

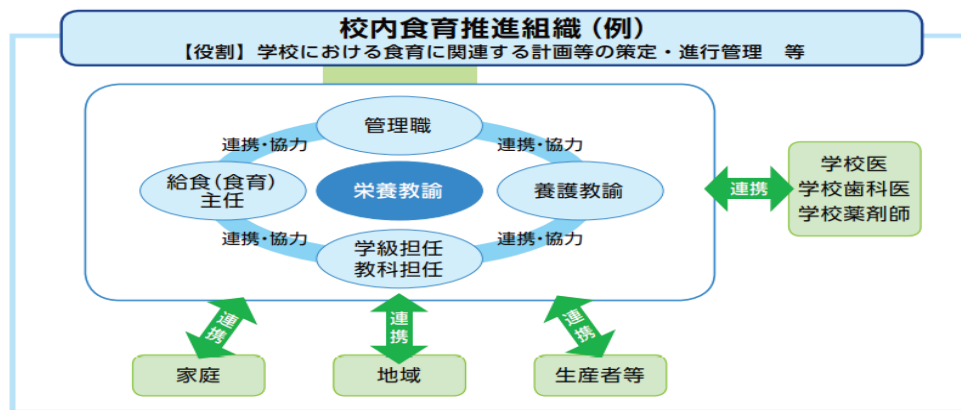
推進体制の整備

全校体制で組織的に食育が推進できるよう、校長を責任者として食育・学校給食に関する各種計画の策定及び進行管理する委員会を設置します。(または既存の委員会等を活用する)

【委員構成(例)】

- ◎委員長 校長(副委員長 副校長・教頭)
- 委員 栄養教諭…推進組織の中心で運営に関わる、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、学年主任、給食主任、学級担任 等
※必要に応じて、共同調理場長(給食調理員)、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、保護者代表等の参加も検討する。

3 学校における食育推進のポイントについて



【検討内容（例）】

- ・各種計画の策定及び進行管理に関すること
- ・児童生徒の実態に関すること
- ・食に関する指導に関すること
- ・学校給食の栄養管理・衛生管理に関すること
(食物アレルギー対応、食中毒防止、異物混入防止 他)

3 学校における食育推進のポイントについて

給食の時間における食に関する指導

【リスクマネジメント】

学校給食 安全性を担保した上で実施することが重要

想定されるリスク要因について、校内マニュアル等を整備する

〈リスク要因〉

- ・食中毒
- ・食物アレルギー
- ・異物混入
- ・窒息等

全教職員で共通理解を図った上で組織的に運用する

事故の未然防止

迅速で適切な対応

3 学校における食育推進のポイントについて

食に関する指導の全体計画

学校全体で食育を組織的、計画的に推進するためには、各学校において食に関する指導に係る全体計画を作成することが必要

組織的・計画的な実施

実際に食に関する指導を行う際には、自校の「食に関する指導目標」を達成するために「いつ」「誰が」「どのように」行うのかを明確にしておく必要があります。

また、食に関する指導は、栄養教諭等の担当者のみでは決して行うことができません。各学校がチームとして取組んでいかなければならない。

3 学校における食育推進のポイントについて

食に関する指導の全体計画

共通理解

各学校における「食に関する指導の全体計画」は、全教職員がチームとなって実施するためのものです。食に関する指導の全体計画は、食育を推進するための校内組織において校長のリーダーシップの下に作成していきます。同時に、この計画は、全教職員に共通理解され、確実に実践されなければなりません。

学校と家庭・地域等の連携

食育は学校のみでの取組だけでは、目標達成できません。家庭や地域等との連携があって、食に関する授業が豊かなものになっていきます。

3 学校における食育推進のポイントについて

食に関する指導の全体計画

【法的な位置づけ】

- 国の食育推進基本計画
- 学校給食法第10条
- 学習指導要領 総則

全体計画を作成する

<全体計画①>

学校として、食に関する指導の基本的な在り方を示したもの。

学校教育目標や各学校で定める食に関する指導の目標及び内容、指導体制、評価などの基本的な事柄を概括的・構造的に示したもの。

<全体計画②>

1年間の流れの中に内容を位置付けて示したもの。

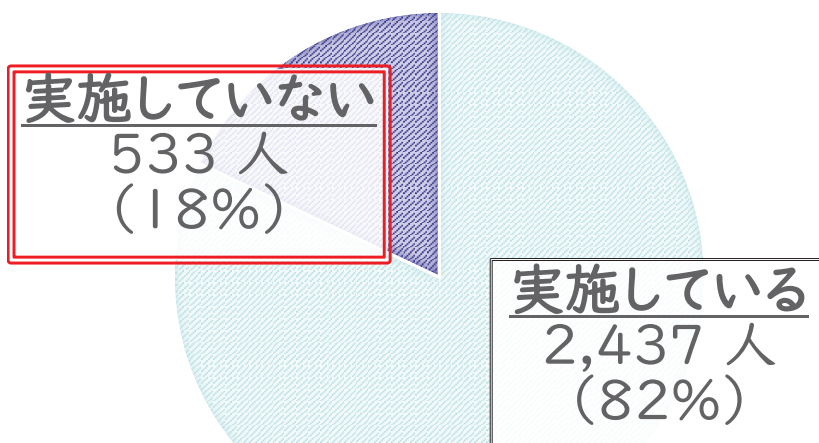
年間を通しての指導の計画を簡潔に示したもの。

食に関する指導についての実態調査（結果概要）【令和5年3月実施】

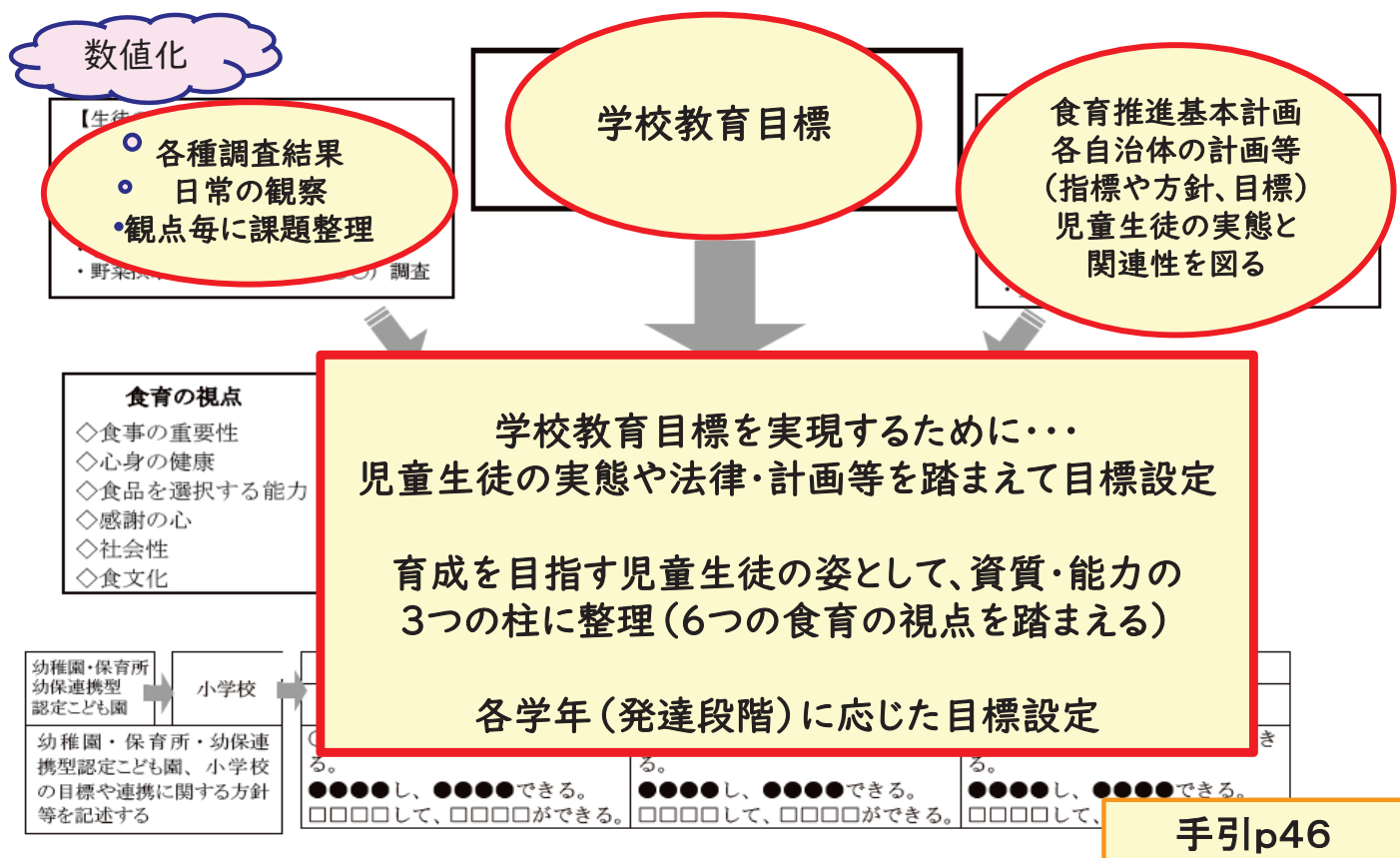
- ◇ 調査対象：全国学校栄養士協議会に所属する栄養教諭（計5,300人）
- ◇ 調査内容：所属校における食に関する指導の実施状況 等
- ◇ 回答数：2,973人（有効回答数）

Q1 校内推進体制の整備について

…校内推進体制を整備し、食に関する指導の全体計画に基づいて取組を進めているか。



2 食に関する指導の全体計画①（中学校）例



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

33

例えば・・・

- ・朝食の欠食率 25% ・残菜率 12%
- ・肥満傾向児の割合 6%
- ・箸の持ち方など食事マナーが身に付いていない児童の割合 18%

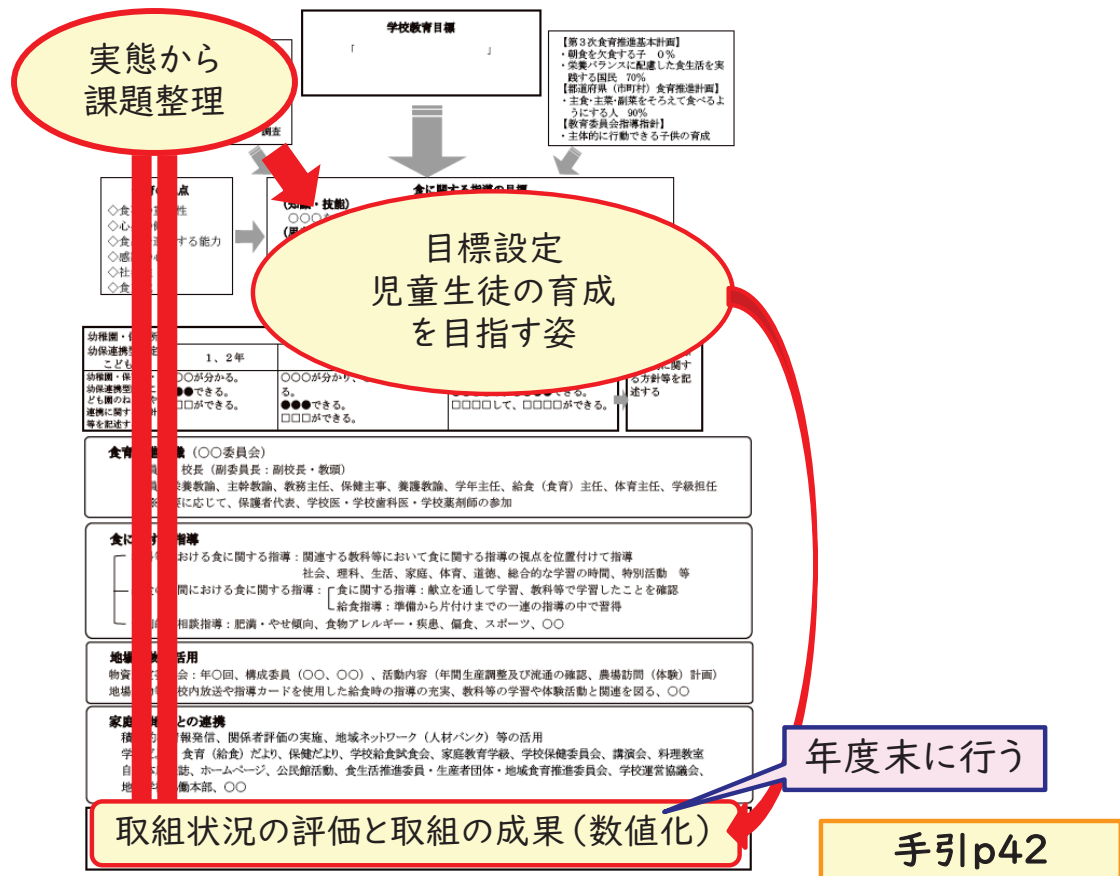
既存の調査や教師の日常の観察に基づき、
「体力や学力」「健康状態」「態度や意識」
「食習慣」などの観点を整理していく



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

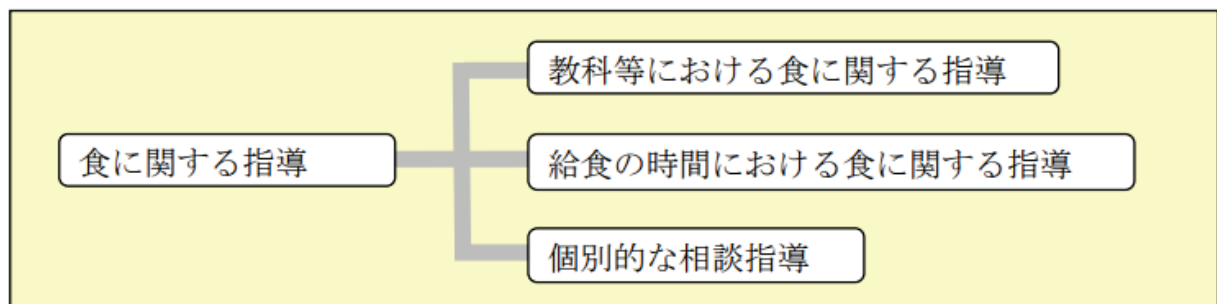
34



3 学校における食育推進のポイントについて

計画に沿った実践

学校の教育活動を通して行う食に関する指導の内容としては、「各教科等における食に関する指導の展開」、「給食の時間における食に関する指導」、「個別的な相談指導の進め方」の三つに体系化している



3 学校における食育推進のポイントについて

計画に沿った実践

〈食に関する指導の目標〉

この目標自体はあくまでも学校教育目標の達成に向けた取組目標の1つ。※食に関する指導における全体的な目標

学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指します。

（知識・技能）

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

（思考力・判断力・表現力等）

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

（学びに向かう力・人間性等）

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

37

3 学校における食育推進のポイントについて

計画に沿った実践

〈食育の視点〉

各教科等で食に関連した単元等を実施する場合には、この6つの視点のどれを意識して取組むのか明確にしておくことが大切。

※注意すべきは、実施する各教科等の指導目標や内容に関連する食育の視点を設定すること。

下記の六つは、今まで「食に関する指導の目標」として示してきましたが、「教科等における指導の目標」が曖昧になることがありました。そこで、これらの六つを「食育の視点」とし、食に関する指導がさらに、実践しやすいように再整理します。

- ◇ 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ◇ 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
- ◇ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】
- ◇ 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
- ◇ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】
- ◇ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

38

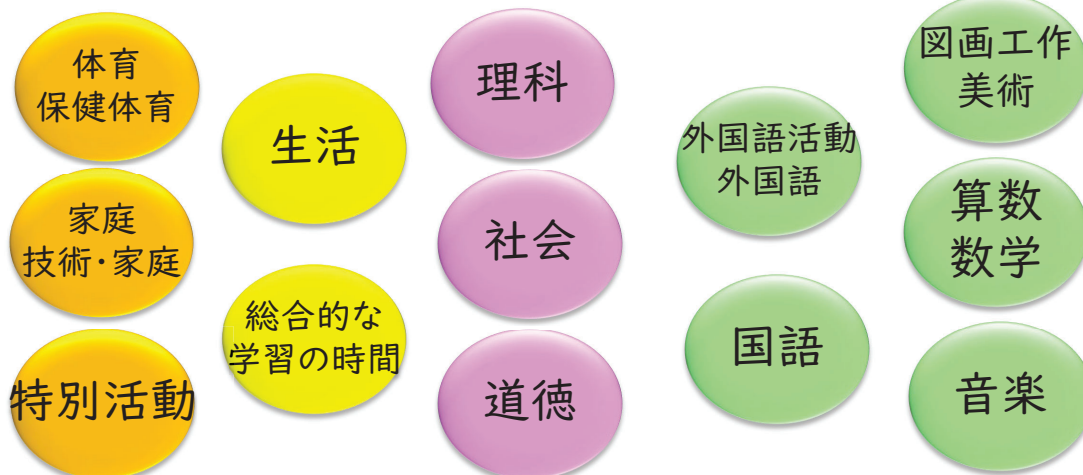
3 学校における食育推進のポイントについて

教科等における食に関する指導

学校の教育活動
全体を通じて

「主体的・対話的で深い学び」の視点
からの授業改善

食育の視点



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

39

3 学校における食育推進のポイントについて

食に関する指導の充実に向けて



教材の活用にあたっては、食育において中核的な役割を果たすことが期待される栄養教諭と学級担任や教科担任等が連携した指導体制を構築し、学校全体で食育に取り組む手法を開発し実践していくことが重要です。



☆各教科の目標を見失わない
☆各教科の指導内容に沿った授業



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

40

3 学校における食育推進のポイントについて

食に関する指導の充実に向けて



3 学校における食育推進のポイントについて

給食の時間における食に関する指導

「給食指導」

給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを体得させる。日々の指導は学級担任等が主に行うが、運営や指導方法については、栄養教諭と連携し、学校全体で統一した取組を行うことが必要。

「食に関する指導」

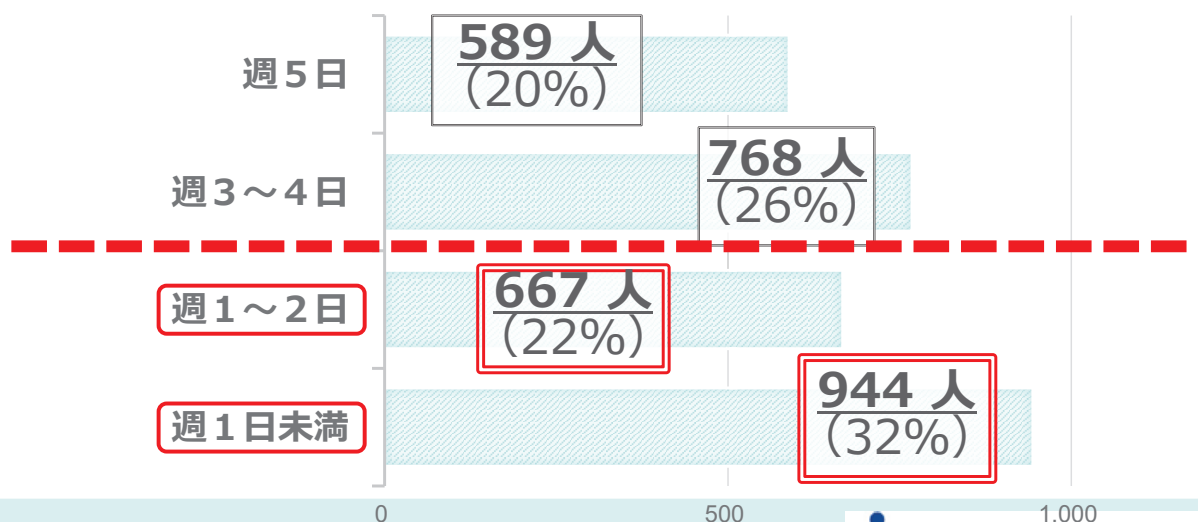
学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられて食品や学習内容を確認したりするなど献立を教材として用いた指導を行う。指導については、栄養教諭による直接的な指導や担任等に資料提供を行うなど連携をとって進めることが大切。

食に関する指導についての実態調査（結果概要）【令和5年3月実施】

- ◇ 調査対象：全国学校栄養士協議会に所属する栄養教諭（計5,300人）
- ◇ 調査内容：所属校における食に関する指導の実施状況 等
- ◇ 回答数：2,973人（有効回答数）

Q2 給食指導の実施状況について

…給食の時間において、児童生徒に対する直接指導を週に平均何日実施しているか。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

43

学校保健推進体制支援事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

104百万円
44百万円



現状の課題と求められる対応

- 複雑化・多様化する現代的健康課題への対応（肥満・痩身、生活習慣の乱れ、感染症の感染拡大、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患、いじめ・不登校・貧困等を背景とした心身の不調、ICT環境の変化などに伴う問題など）
- 新型コロナウイルスを契機とした求められる役割の変容・増大（健康観察、健康相談及び保健指導などの対応の充実）
- このような中、児童生徒等への支援のみならず、学校の衛生環境等の管理や関係機関との連携など様々な業務を並行して行わなければならない

必要な対応

経験豊富な退職養護教諭・栄養教諭を学校へ派遣し、子供の心身の健康を担う養護教諭等の業務支援体制の強化や時代に即した資質能力の向上を図る。

多くの学校では養護教諭は一人配置であるため、多種多様な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援の充実や、最新の医学・心理・福祉等の知見に基づく必要な知識や技能の更新が困難

事業概要

事業実施期間 令和5年度～

【教育委員会】退職養護教諭・栄養教諭の派遣

- 繁忙期や大規模校等における業務支援に係る派遣**
業務の繁忙期や、大規模校に一人配置されている養護教諭等の業務を支援し、複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等への対応の充実を図る。
- 資質能力向上のための指導・助言や研修機会の確保に係る派遣**
経験の浅い養護教諭等に対して豊富な経験に基づく指導・助言を行ったり、在籍教諭が研修に参加する際に業務を代替したりするなど、資質能力向上のための環境を整える。

【学校】養護教諭等の業務の支援体制の強化

【具体的な取組例】

健康診断（計画・実施・評価及び事後措置）、健康観察による児童生徒の健康状態の把握・分析・評価、疾病の管理、健康相談及び保健指導、保健室経営、学校保健委員会の運営、他の教職員との連携や校内研修の実施、学校医と連携した健康課題への対応、関係機関との連携・調整、研修等による在籍養護教諭の不在時の対応、等

＜実施主体＞ 都道府県又は指定都市教育委員会
＜補助率＞ 派遣に係る経費の3分の1を補助

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対する、よりきめ細かな支援の充実

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

3 学校における食育推進のポイントについて

個別的な相談指導

個別的な相談指導は、授業や学級活動の中など全体での指導では解決できない健康に関係した個別性の高い課題について改善を促すために実施します。

また、個別的な相談指導は、発育・発達期である児童生徒が健康に過ごすために必要であるとともに、将来に向けた望ましい食生活の形成を促すためにも重要であると言えます。

個別的な相談指導は、事前に想定される問題や課題に対して実施する場合と疾病の発症のような状況に応じて実施する場合があります。

【想定される指導内容】

- ①偏食のある児童生徒 ②肥満・やせ傾向にある児童生徒
- ③食物アレルギーを有する児童生徒
- ④スポーツをしている児童生徒 ⑤食行動に問題を抱える児童生徒

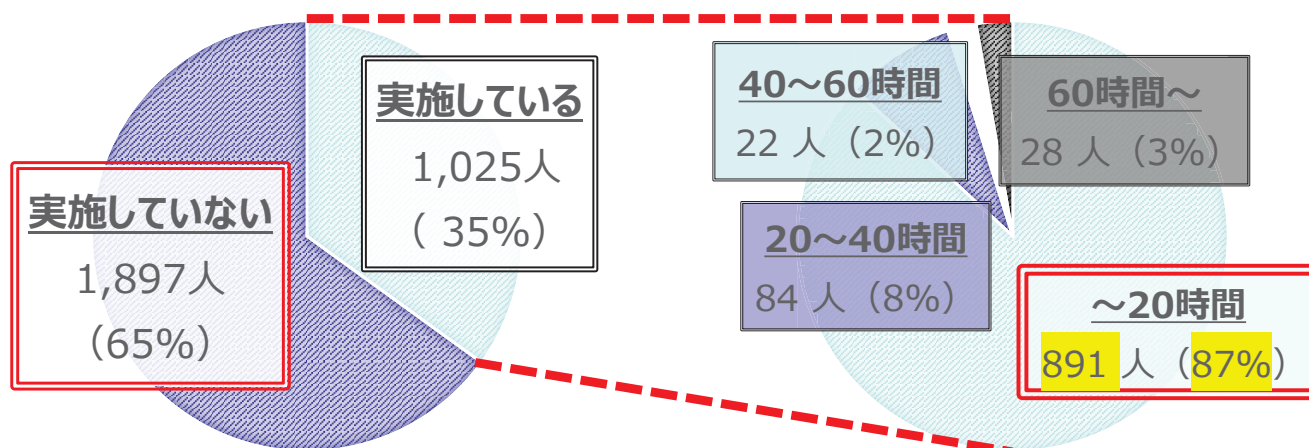
食に関する指導についての実態調査（結果概要）【令和5年3月実施】

- ◇ 調査対象：全国学校栄養士協議会に所属する栄養教諭（計5,300人）
- ◇ 調査内容：所属校における食に関する指導の実施状況 等
- ◇ 回答数：2,973人（有効回答数）

Q3 個別的な相談指導の実施状況について

…特定の児童生徒の健康課題の改善を目的とした個別的な相談指導を実施しているか。

（「実施している」と回答した者）年間に何時間実施している



背景

- ・ 社会環境が大きく変化した現代において、児童生徒が健全な食生活を実践することの困難な場面が増え、食物アレルギーや偏食等、食に関する健康上の課題が多様化。
- ・ 食料安全保障の問題や地球温暖化をはじめとする環境問題、食品ロス問題など、食に関する現代的な課題も山積。
- ・ 栄養教諭を中核とした学校における食育を通じ、児童生徒に対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせることが大変重要。

事業①食に関する健康課題対策支援事業 25百万円 (27百万円)

課題

児童生徒の食に関する健康課題を対処するには、栄養に関する専門的な知識を有する栄養教諭が中心となって学校において個別指導に取り組んでいく必要があるものの、その取組の実態は、栄養教諭の資質・能力や個別指導の重要性に対する認識の違いによりバラつきがある。

事業概要

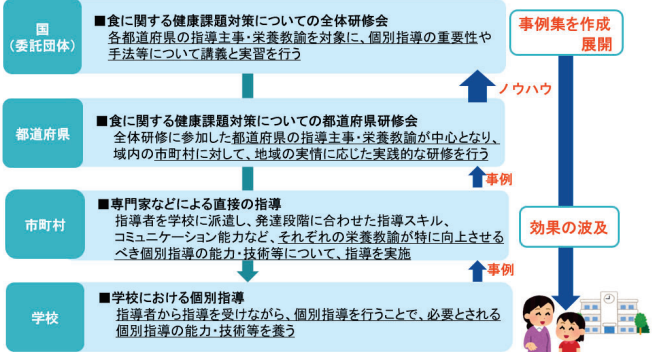
栄養教諭の食に関する個別指導力を一層向上させるため、**個別指導の重要性や手法等についての研修会**を実施するほか、**専門家等を学校に派遣し、個別指導に必要とされる資質・能力を身に付けられるよう、栄養教諭に対して直接指導・助言**を行う。

成果

- ・ 指導を受けた栄養教諭の**食に関する個別指導力の一層の向上**。
- ・ 各都道府県の成果報告書により個別指導のノウハウを収集し、**成果を全国へ展開**することで、**全国的に個別指導力の底上げを図る**。

委託先：民間団体等
委託箇所数：1箇所
対象経費：研修会開催や指導助言に必要な謝金・旅費、事例集作成のための印刷製本費等
事業開始年度：令和5年度

(事業イメージ)



事業②食の指導改善充実に向けた検討 6百万円 (新規)

課題

- ・ 食に関する諸課題について、児童生徒が興味・関心を持ち、課題を自分事として捉え、解決していこうとする態度を育むことが重要。
- ・ 食に関する指導の質の向上を図るため、教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくカリキュラム・マネジメントの充実が必要。

事業概要

食に関する現代的な課題を踏まえた食に関する指導が行えるよう、**児童生徒用教材の改訂**を行うとともに、検討委員会を設置し、**食に関する指導の評価の在り方について検討**を行う。

成果

児童生徒が**食についての正しい知識や適切な判断力**を身に付け、**食に対する意識の向上**を図る。

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

47

3 学校における食育推進のポイントについて

評価

食育の評価には食育の推進に対する評価と個々の食育の学習(教科等における食に関する指導)に対する評価があります。

食育の推進に対する評価については、

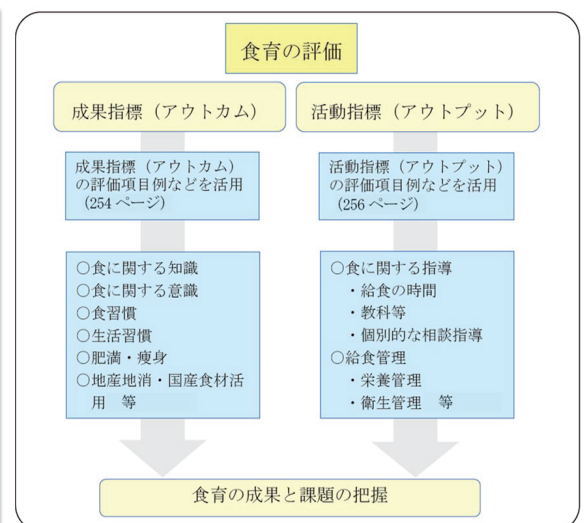
○成果指標(アウトカム)の評価

子供や子供を取り巻く環境の変化の評価

○活動指標(アウトプット)の評価

活動(実施)状況の評価

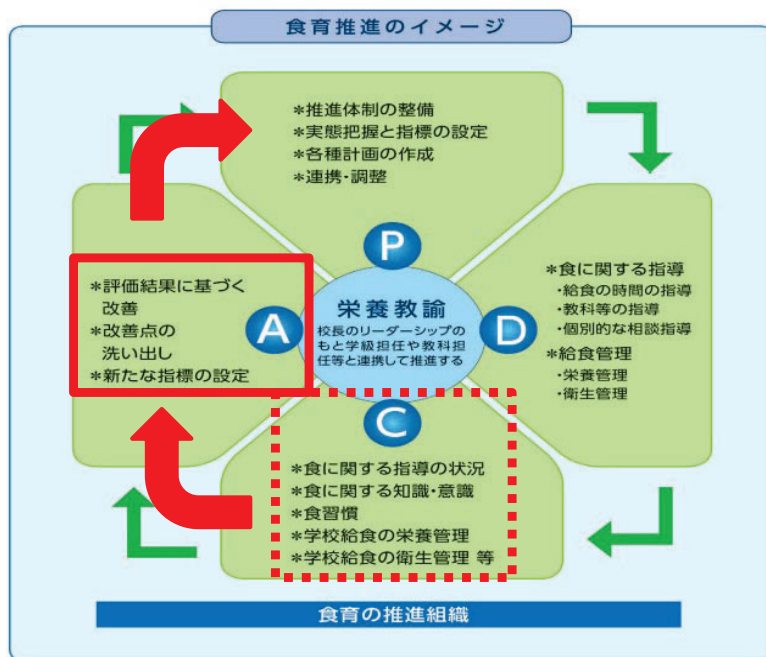
評価には、数値による量的な評価と数値に表すのが難しい質的な評価があります。



※評価は食育の成果と課題を把握し、食育推進の改善を図るために行う

3 学校における食育推進のポイントについて

見直し



出典「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」(文部科学省、平成29年3月)

各学校において食育を推進する際には、「計画(P)」「実践(D)」「評価(C)」「改善(A)」のPDCAサイクルに基づいて行います。PDCAサイクルに基づいて行うことで、よりよい食育を推進することが可能となります。

改善(Act)の目的は、評価(Check)の結果を踏まえて、計画や実践を見直し、より良い食育計画を作成することです。評価(Check)が年度ごとと実践の取組ごとの評価があるように、改善(Act)も、それぞれの評価に伴い、年度ごとと実践の取組ごとに実施されます。

3 学校における食育推進のポイントについて

見直し

〈学校評価〉

食育の評価を実施する中で把握した食育の成果や課題について教職員が共通理解を図り、「学校評価」を行う際の基礎資料として活用することが可能です。また、「学校評価」の中に「食育」を位置付けることは、食育に対する教職員の認識を高め、保護者や地域との連携を促進するなど、学校における食育の推進につながります。

「学校評価」は学校教育法に基づくもので、教職員が行う「自己評価」、保護者・地域住民などが行う「学校関係者評価」、外部の専門家等が行う「第三者評価」がありますが、まずは、「自己評価」(教職員による評価)を基本とし、必要に応じて、「学校関係者評価」や「第三者評価」など保護者、地域の方々、外部の専門家等にも協力を得ながら評価を行います。

3 学校における食育推進のポイントについて



3 学校における食育推進のポイントについて

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

第Ⅱ部 各論 2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について
(5) 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策

今後、ますます多様化する社会の変化の中で、子供たちの置かれている生活環境も様々

- 食育においても今まで以上に個別に寄り添った支援
- 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つである、食に関する資質・能力を定着
- 教科等横断的な視点での学び
- 児童生徒が他者と協働した主体的な学習活動
- 健康教育の基盤となる食育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実
- 学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行を図るなど、栄養教諭の配置促進

3 学校における食育推進のポイントについて

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

ICT

- ・すでに、生活の中でICTは身近な存在となっており、次世代と考えられているSociety（ソサエティ）5.0では、AIが活躍するとされている。
- ・そのような時代背景を受けて学校においても教育の基盤的なツールとして必要不可欠である。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

53

3 学校における食育推進のポイントについて

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

ICT活用で大切なこと

- ・整備された学校のICT環境を知っておく
- ・ICTを活用することで授業改善する意識を持つ
- ・日頃から、ICTを活用した食育を実践する
- ・これまでの教育実践にプラスする
- ・緊急時にも対応できるように教師がなれる
- ・緊急時に対応できるように児童生徒もなれる



食育においてもICTを活用して
授業づくりを考える



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

54

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する 調査研究協力者会議

議論の取りまとめ抜粋

栄養教諭 事例 1

対面・オンラインのハイブリッドで 食に関する指導の機会を増加！

POINT

共同調理場などから、オンラインで給食の時間や教科等における食に関する指導、個別的な相談指導を実施することで、栄養教諭の指導機会を増やすことができた。そのことによって、教職員や児童生徒との関係性が深まり、対面の指導の効果も上がった。



取組の背景・目的

32校の学校に給食を配送している共同調理場で、3名の栄養教諭が食に関する指導を行っている。一人10校以上の学校を担当しており、各学校への移動時間も含め、**全ての学級への指導や、必要な児童生徒への個別的な相談指導の時間を確保するのに限界があった。**

また、学校への訪問回数が少ないことから、各学校の教職員や児童生徒に顔を覚えてもらえず、いざ学校へ訪問しても教職員から食に関する指導や児童生徒の栄養面の相談を受けたりする機会がなかった。児童生徒からの相談をされることもほとんどなく、学級担任からつないでもらい食に関する課題を抱える児童生徒に対して対面で指導をする際も、**ほぼ初対面の状態であるため児童生徒から本音を聞き出すのが難しく、指導の効果も薄かった。**

栄養教諭 事例 3

クラウドを活用し、食材発注業務 を効率化！

POINT

食材の発注書をクラウド上で市と各学校と共同で作成し、市が食材発注業務を一括で行うとともに、調理場の温度管理等も自動化することにより各学校の管理業務を効率化することができた。



取組の背景・目的

これまで、市内統一献立での給食を実施していたものの、発注量の計算や発注書作成等を各学校ごとに行っており、栄養教諭が本務校及び兼務校の複数校分の発注業務を担わざるを得なかった。また、食数の変更があった際には発注数の変更を食材事業者ごとに電子メールにて申請しており、非常に複雑な業務となっていた。その結果、食に関する指導の時間が十分に確保できないことに加え、発注ミスや食材経費の計算ミス等を生じるリスクを抱えるという弊害があった。

また、衛生管理において調理場の温度等（部屋、冷蔵庫、冷凍庫、中心温度等）の確認をはじめとした管理業務についても栄養教諭が担っており、負担が大きかった。

そのため、食材経費の管理や発注業務等を市が一括管理して行うことや、衛生管理業務の合理化を行うことで、**栄養教諭が行うべき給食管理業務を整理するとともに、食に関する指導の時間を確保する必要があった。**

栄養教諭 事例 2

書類作成システムを導入し、より 確実で効率的なアレルギー対応が 実現！

POINT

食物アレルギー対応を管理するための個人別書類作成システムを導入することで、児童生徒ごとの個別の書類（アレルギー対応選択表や配食確認票、配送日程表、食管・ボックス用シール）を短時間に正確に作成することができ、安全・安心な対応や業務の効率化につながった。



取組の背景・目的

学校給食における食物アレルギー対応を行うにあたり、除去食対応児童生徒の家庭には、詳細な献立表と加工食品の配合表、原因食物に応じた個別のアレルギー対応選択表を配付している。また、配食や配送時には、除去食が確実に児童生徒の元に届くよう、チェックシートを使用している。

これらの書類は栄養教諭が作成していたが、**毎日の業務量が大きく負担となっていた。また、誤りがあるといけない書類である一方、手入力によりミスが発生する可能性もあった。**

そこで、栄養教諭が行っていたアレルギー対応関係書類作成の業務の軽減と安全・安心なアレルギー対応を行うため、個人別書類作成システムを導入した。

ICT 活用に関する事例

養護教諭及び栄養教諭を巡る諸課題の解決に向けた方向性の1つとして、「職務遂行のインフラとしてのICTの積極的な活用」が示された。具体的なICT活用の特性・強みとしては、次の3点が考えられる。

1点目は、多様で大量のデータの取扱いができ、容易に分析や利活用ができること

2点目は、時間的制約を超えた情報の蓄積、過程の可視化を行うことができること

3点目は、空間的制約を超えた相互かつ瞬時の情報の共有（双方向性）ができること



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

55

『一人の百歩より、
百人の一步』



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

56

子どもたちが生涯にわたって心身ともに健やかに生きるために『情熱』をもって関わり、教育者として『(正しい)信念』を持ち、食育の推進を止めることなく『やり抜いて』いきましょう!!



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

57

ご清聴
ありがとうございました



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

58